

令和2年4月1日施行の民事執行法改正により、
入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、

暴力団員等に該当しない旨の陳述書※1

が入札書ごとに必要になります。※2、※3

なお、宅地建物取引業者の場合は、

宅地建物取引業の免許証の写し

を、併せて提出してください。

(宅地建物取引業の免許証の写しを提出した方については、暴力団員等に該当する
か否かについて警察への調査の囑託が行われません。)

※1 陳述書には、個人用、個人（法定代理人）用、法人用があります。

※2 入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※3 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

①住民票や代表者事項証明書等のとおり、正確に記載してください。

②自己資金で入札する場合は、陳述書1枚目の陳述欄の「自己の計算において」で始まる文の冒頭にある口にチェックをしてはいけません。

「自己の計算において本人に買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。他人から資金の提供を受けて入札する場合は、ここにチェックを入れ、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」を添付する必要がありますが、自己の資金で入札する場合に誤ってチェックをした場合でも、別紙が添付されていないことによって、形式的に不備のある陳述書として、入札無効になる場合があります。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 6 月 23 日
広島地方裁判所民事第 4 部
裁判所書記官 新 谷 志 保

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 7 月 9 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 7 月 15 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 7 月 18 日 午前 10 時 00 分 場 所 広島地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 8 月 7 日 午後 3 時 00 分 場 所 広島地方裁判所民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 7 年 7 月 23 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 7 月 23 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。 (注) 現金、小切手は保証として認めない(特別売却を除く)。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 6 月 23 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円）・ 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	16,387,000 13,109,600	一括	3,280,000	76,851	31,966
1	2,342,000				
2	510,000				
3	13,535,000				
			</		



物 件 目 録

- | | | | |
|---|--------|--------------------|-------------|
| 1 | 所 在 | 広島市安佐北区三入二丁目 | |
| | 地 番 | 392番4 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 165.74平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 広島市安佐北区三入二丁目 | |
| | 地 番 | 392番1 | |
| | 地 目 | 公衆用道路 | |
| | 地 積 | 186平方メートル | |
| | 持分5分の1 | | |
| 3 | 所 在 | 広島市安佐北区三入二丁目392番地4 | |
| | 家屋 番号 | 392番4 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 木造かわらぶき2階建 | |
| | 床 面 積 | 1階 | 57.51平方メートル |
| | | 2階 | 55.89平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 5月14日

広島地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 新 谷 志 保

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。



11

物 件 目 録

1 所 在 広島市安佐北区三入二丁目
地 番 392番4
地 目 宅地
地 積 165.74平方メートル

2 所 在 広島市安佐北区三入二丁目
地 番 392番1
地 目 公衆用道路
地 積 186平方メートル

持分5分の1

3 所 在 広島市安佐北区三入二丁目392番地4
家屋 番号 392番4
種 類 居宅
構 造 木造かわらぶき2階建
床 面 積 1階 57.51平方メートル
2階 55.89平方メートル



令和 6年(ケ)第152号
令和 7年 1月 7日受理
令和 7年 2月 13日提出

現 況 調 査 報 告 書

広島地方裁判所

執行官 徳田 求

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 広島市安佐北区三入二丁目
地 番 392 番 4
地 目 宅地
地 積 165.74 平方メートル
所有者 A

2 所 在 広島市安佐北区三入二丁目
地 番 392 番 1
地 目 公衆用道路
地 積 186 平方メートル
共有者 A 持分 5 分の 1

3 所 在 広島市安佐北区三入二丁目 392 番地 4
家屋 番号 392 番 4
種 類 居宅
構 造 木造かわらぶき 2 階建
床 面 積 1 階 57.51 平方メートル
2 階 55.89 平方メートル
所有者 A

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	広島市安佐北区三入二丁目14番13-2号		
土地	物件1、2		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☒ 公衆用道路（物件2） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図（合成図）のとおり（物件2） ☒ 建物図面（各階平面図）のとおり（物件1） ☐ 土地建物位置関係図のとおり		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	地積測量図（合成図）は、合筆前の392番1と393番7の地番を合成したものである。		
建物	物件3		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居（空家）として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等

陳 述 者 (当事者等との関係)	陳 述 内 容 等
()	記載事項なし 以 上

(執行官の意見用)

執行官の意見

- 1 物件1の土地は、南側の位置指定道路(物件2)に接しており、同道路は南西側の市道(安佐北3区281号線)に接している。また、物件1の土地は、北西側の市道(安佐北3区225号線)にも接しているが、同土地と市道との間にはフェンスが設置(写真⑤)されているため、自動車での出入りはできない。
- 2 物件3の建物の占有は、所有者からは、貸借に関する回答書の提出はないが、立入調査の結果からは、第三者占有の徴表は見られなかったことから、所有者占有と判断した。

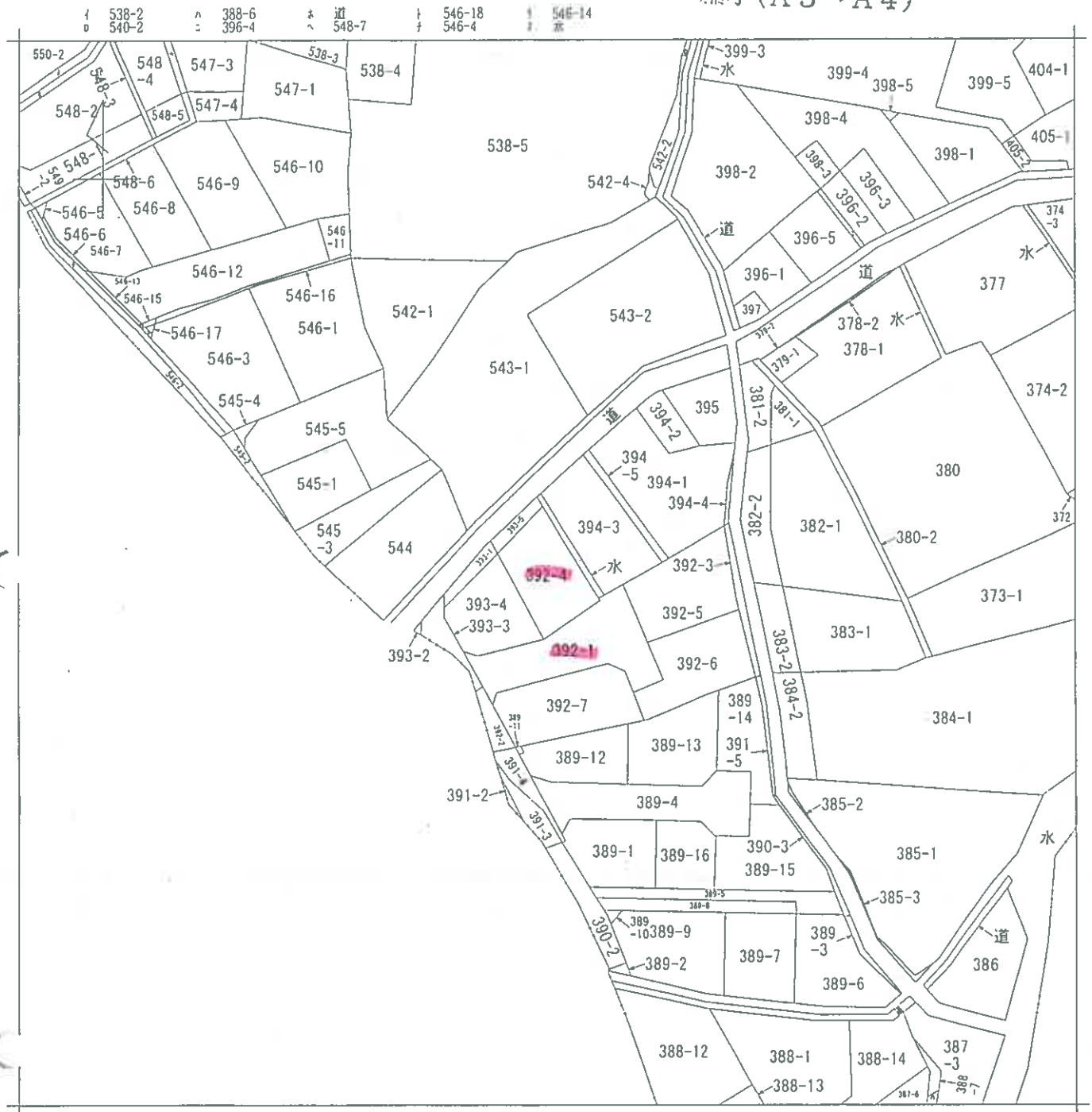
以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年1月10日 (金) 11:40-11:50	物件所在地	物件の同一性確認、占有調査 外観写真撮影
令和7年1月10日 (金) 12:00-12:10	広島法務局可部出張所	公図等の交付申請
令和7年1月10日 (金) 12:40-13:00	北部市税事務所	間取図面の交付申請
令和7年1月17日 (金)	当庁	貸借関係の照会書発送 (切手220円分使用)
令和7年2月4日 (火) 12:45-13:15	物件所在地	立入調査 写真撮影
令和 年 月 日 () : - :		
令和 年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和7年2月4日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

縮小(A3→A4)



請求部	所在	広島市安佐北区三入二丁目				地番	392番4			
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

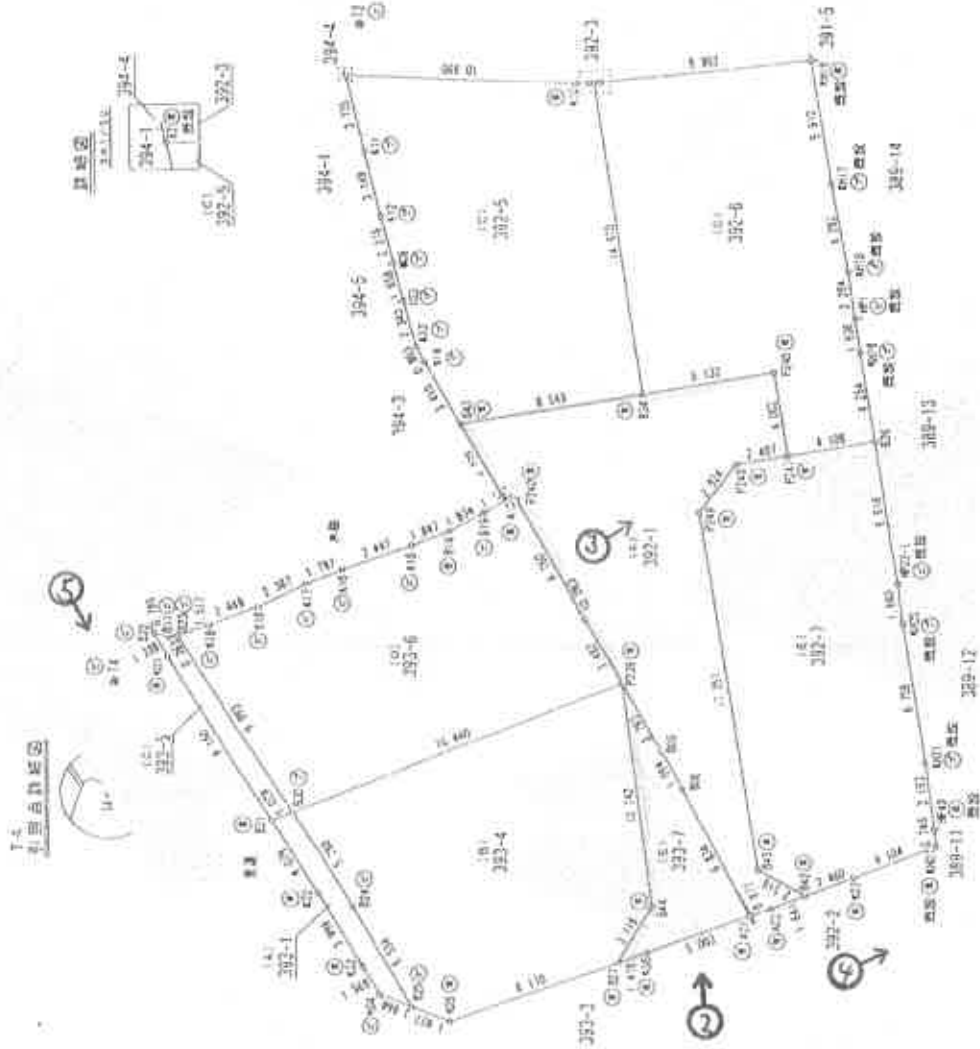
合成図

縮小(A3→A4)

地積測量図 1/2

392-1, 392-4~392-7

土地の所在 広島市安佐北区三八二丁目



全図は縮小図以外全て新設

250

申請人

(69) 2012年 01月01日

作成者

↑ = 撮影位置、方向
数字は写真番号

測量方法 ① 石版 ② プラチナグラフ ③ コンタクト式 ④ 測量機 ⑤ 測量機 ⑥ 測量機 ⑦ 測量機 ⑧ 測量機 ⑨ 測量機 ⑩ 測量機 ⑪ 測量機 ⑫ 測量機 ⑬ 測量機 ⑭ 測量機 ⑮ 測量機 ⑯ 測量機 ⑰ 測量機 ⑱ 測量機 ⑲ 測量機 ⑳ 測量機 ㉑ 測量機 ㉒ 測量機 ㉓ 測量機 ㉔ 測量機 ㉕ 測量機 ㉖ 測量機 ㉗ 測量機 ㉘ 測量機 ㉙ 測量機 ㉚ 測量機 ㉛ 測量機 ㉜ 測量機 ㉝ 測量機 ㉞ 測量機 ㉟ 測量機 ㊱ 測量機 ㊲ 測量機 ㊳ 測量機 ㊴ 測量機 ㊵ 測量機 ㊶ 測量機 ㊷ 測量機 ㊸ 測量機 ㊹ 測量機 ㊺ 測量機 ㊻ 測量機 ㊼ 測量機 ㊽ 測量機 ㊾ 測量機 ㊿ 測量機

登記年月日 平成24年12月31日

1. 本図は測量図であり、その正確性を保証するものではありません。
2. 本図は測量図であり、その正確性を保証するものではありません。
3. 本図は測量図であり、その正確性を保証するものではありません。

測量士

(6枚目)

(1/2)

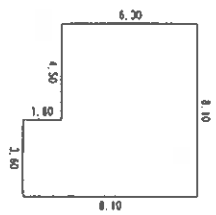
図面番号 15-1

登記年月日：令和4年11月22日

各階平面図

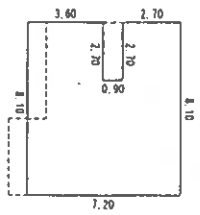
家屋番号	392番4	建物図面
建物の所在	広島市安佐北区三八二丁目392番地4	

1階



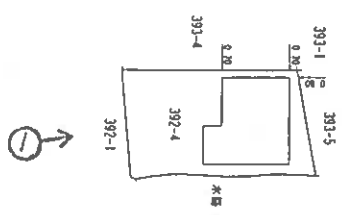
求積表			
8.10 ×	6.30	=	51.0300
3.60 ×	1.80	=	6.4800
合計			57.5100
床面積			57.51 m ²

2階



求積表			
8.10 ×	2.70	=	21.8700
5.40 ×	0.90	=	4.8600
8.10 ×	3.60	=	29.1600
合計			55.8900
床面積			55.89 m ²

写真撮影位置・方向
＝
数字は写真番号



作成者

縮尺	1/250	申請人	
----	-------	-----	--

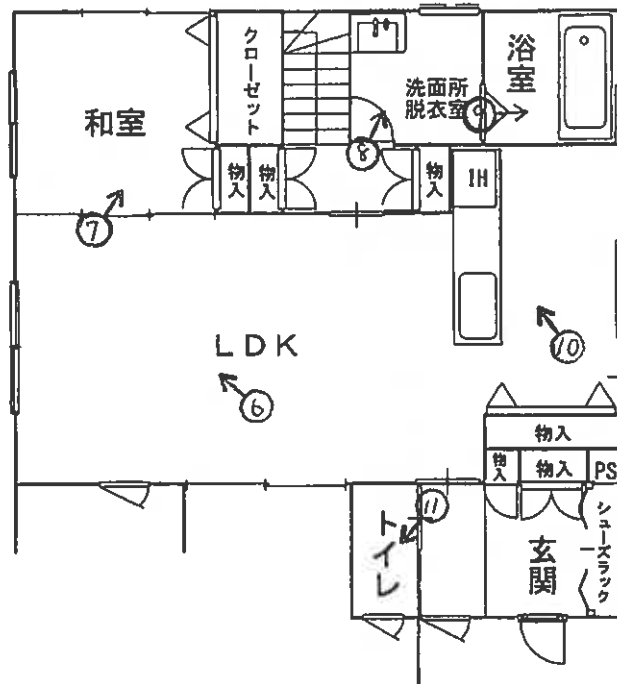
縮尺	1/500
----	-------

縮小(A3→A4)

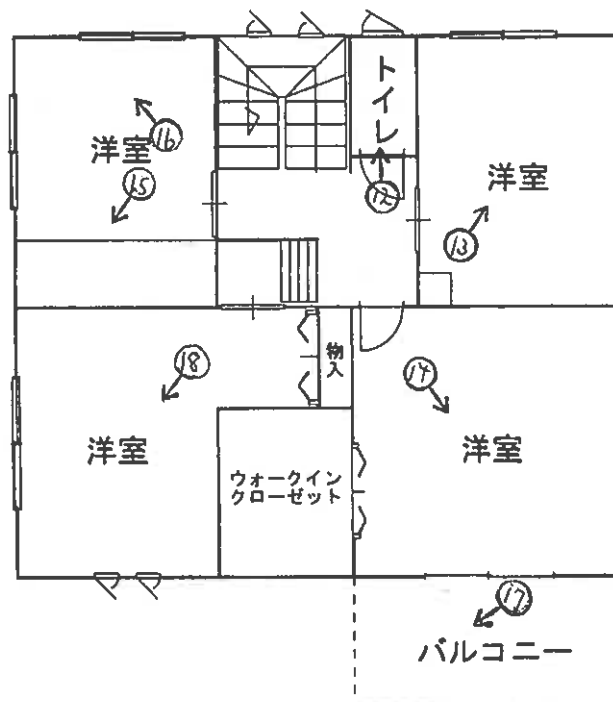
建物間取図（見取図）

（家屋番号392番4）

【1 階】



【2 階】



↑ = 写真撮影位置・方向
数字は写真番号

（ 8 枚目）

写真①



写真②



物件2の土地

写真③



物件2の土地

写真④



接道

写真⑤



接道

物件3の建物

写真⑥



写真⑦



写真⑧



写真⑨



写真⑩



写真⑪



写真⑫



写真⑬



写真⑭



写真⑮



写真⑯



写真⑰



写真⑱



令和 6 年(ケ) 第 152 号
令和 7 年 2 月 4 日現地調査
令和 7 年 2 月 6 日評 価

広島地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

駒松 康弘

印

第1 評価額

一 括 価 格	
金 16,387,000円	
内 訳 価 格	
物件1(土地)	金 2,342,000円
物件2(土地)	金 510,000円
物件3(建物)	金 13,535,000円

- 1 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、内覧制度によるほかは買受希望者は物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所在地 地目 地積	広島市安佐北区三入二丁目 392番4 宅地 165.74m ²	同左
2	所在地 地目 地積 持分	広島市安佐北区三入二丁目 392番1 公衆用道路 186m ² 5分の1	同左
3	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	広島市安佐北区三入二丁目392番地4 392番4 居宅 木造かわらぶき2階建 1階 57.51m ² 2階 55.89m ² 延べ 113.40m ²	同左
番号	特 記 事 項		
	特になし。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等

<物件1>

位 置 ・ 交 通	J R 可部線「可部」駅の北東方・直線距離約4km (別添「位置図」参照)		
付 近 の 状 況	国道183号の北西側背後部を形成し、ミニ開発による戸建住宅の立地を主体とする状況にある。		
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 第1種住居地域 60% 200% なし 一般区域(景観計画関係) 都市機能誘導区域(一般地域型)、居住誘導区域指定	
画 地 条 件	規模 165.74 m ²	間口 約 10 m 奥行 約 17 m 形状 ほぼ長方形 接面状況 二方路 その他 地勢は概ね平坦	
接面道路の状況	南東側 約 5 m 舗装 北西側 約 4 m 舗装	私道(物件2)(※) 高低差 ほぼ等高 市道(安佐北3区225号線) 高低差 ほぼ等高	
土地の利用状況等	現状は物件3の建物が存する 隣地は戸建住宅等 目的外建物 なし		
供給処理施設	上 水 道	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり	※ここでの「上水道」とは水道法の規定による水道事業(簡易水道含む)及び専用水道により給水されているものを言う。井戸等はこれに含まれない。
	都市ガス	接面道路の本管敷設 なし 本物件内への引込 なし	※ここでの「都市ガス」とは改正ガス事業法の規定によるガス小売事業により供給されるガスを言う。69戸以下の団地に供給される簡易ガス・LPG等はこれに含まれない。
	公共下水	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり	※ここでの「公共下水」とは下水道法の規定による公共下水道のことを言う。団地集中浄化槽や工業用専用下水道等はこれに含まれない。但し農業集落排水等の各種集落排水は含むものとする。

特 記 事 項	・土壌汚染の端緒については特に見受けられない。また、周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しない。 ・県の「土砂災害等ポータルサイトひろしま」によると、河川浸水想定区域に該当する。
---------	---

< 物件 2 >

土地の利用状況	物件 2 は物件 1 が接面する幅員約5mの舗装私道（公衆用道路）であり、東方で行止まりとなっている。
建築基準法上の道路の種別	安佐北区建築課にて、建築基準法上の道路（法42条1項5号、位置指定道路）である旨の説明を受けた。
周辺既存公道との接続の状態	南西側で舗装市道（安佐北3区281号線）に接続している。
権利の態様等	所有形態は共有で、対象物件の所有者に係る持分は5分の1である。
その他、特段の利用制限等	特になし。
特 記 事 項	特になし。

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載)： 令和 3 年 8 月 18 日 新築 経 過 年 数： 約 3 年 経済的残存耐用年数： 約 42 年
仕 様	構 造： 第3 目的物件欄記載のとおり。 屋 根： 第3 目的物件欄記載のとおり。 外 壁： サイディング等 内 壁： クロス張り等 天 井： クロス張り等 床： 畳、フローリング等 設 備： 電気、給排水等 その他： オール電化の可能性を有するが、物件所有者が不在のため確認できなかった。
床面積（現況）	第3 目的物件欄記載のとおり。
現 況 用 途 等	現況用途： 居宅（空家） 間 取 り： 添付の附属資料「建物間取図（見取図）」のとおり。
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	・物件3の建物について、建築時期・構造・用途・種類等の要因を踏まえ現地調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ・現地調査において屋根に太陽光発電設備を確認したが、評価の考慮外とする。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地等価格（物件1、2）

目的土地の建付地等価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	持分 オ	建付地等価格(円) ア×イ×ウ×エ×オ
1	39,200	1.03	165.74	1.00	1	6,692,000
2	39,200	0.50	186		1/5	729,000

ア 標準画地価格

公示価格等からの下記規準価格を参考に、周辺取引事例等を検討のうえ査定した。

※標準画地を、幅員約5m舗装私道に略等高接面する地積150㎡程度の略整形な中間画地とした。

地価公示価格（広島安佐北-23）

公示価格等 (円/㎡) a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	規準価格(円/㎡) a×b×c×d
40,800	$\frac{101}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{105}$	39,200

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正： 必要なし。

◇地域格差： 街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考量のうえ査定した。

イ 個別格差：

<物件1>

二方路	1.03
相乗積	1.03

<物件2>

共有私道	0.50
相乗積	0.50

ウ 地 積： 登記数量による。

エ 建付減価： 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ 持 分： <物件1> 完全所有権につき上記の通り1と表記
<物件2> 5分の1

(2) 建物価格 (物件 3)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	持分 エ	建物価格(円) ア×イ×ウ×エ
3	150,000	113.40	0.94	1	15,989,000

ウ 現価率：

経過年数 a	経済的残存 耐用年数 b	経済的全 耐用年数 a+b
3 年	42 年	45 年

残価率	観察減価
5 %	0 %

$$\text{現価率} = \left[\text{残価率} + (1 - \text{残価率}) \times (\text{経済的残存耐用年数} \div \text{経済的全耐用年数}) \right] \times (100\% - \text{観察減価}) = 0.94$$

エ 持 分：完全所有権につき上記の通り 1 と表記

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地（物件1）については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

（1）土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格(円) ア×イ
1	6,692,000	0.50 法定地上権	3,346,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を50%と査定した。

（2）内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額(円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	6,692,000	- 3,346,000		1.00	0.70	2,342,000
2	729,000			1.00	0.70	510,000
3	15,989,000	+ 3,346,000	1.00	1.00	0.70	13,535,000
一括価格（合計）						16,387,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：必要なし。

オ 競売市場修正：第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格（広島安佐北-23）

所 在 : 広島市安佐北区三入3丁目297番12（住居表示「三入3-7-28-4」）
価 格 : 40,800円/㎡
位 置 : JR可部線「可部」駅 北東方 道路距離 約3.9kmに位置する
価 格 時 点 : 令和6年1月1日
地 積 : 104㎡
供給処理施設 : 水道・下水
接 面 街 路 : 北側4m私道
用 途 指 定 等 : 第1種住居地域（建蔽率 60%、容積率 200%）
地 域 の 概 要 : 一般住宅、農家住宅等が混在する住宅地域

2 固定資産税評価額（令和6年度）

物件1	3,945,937 円	（1㎡当たり 23,808 円）	課税地積	165.74 ㎡
物件2	461,280 円	（1㎡当たり 2,480 円）	課税地積	186.00 ㎡
物件3	9,017,673 円	（1㎡当たり 79,521 円）	課税床面積	113.40 ㎡

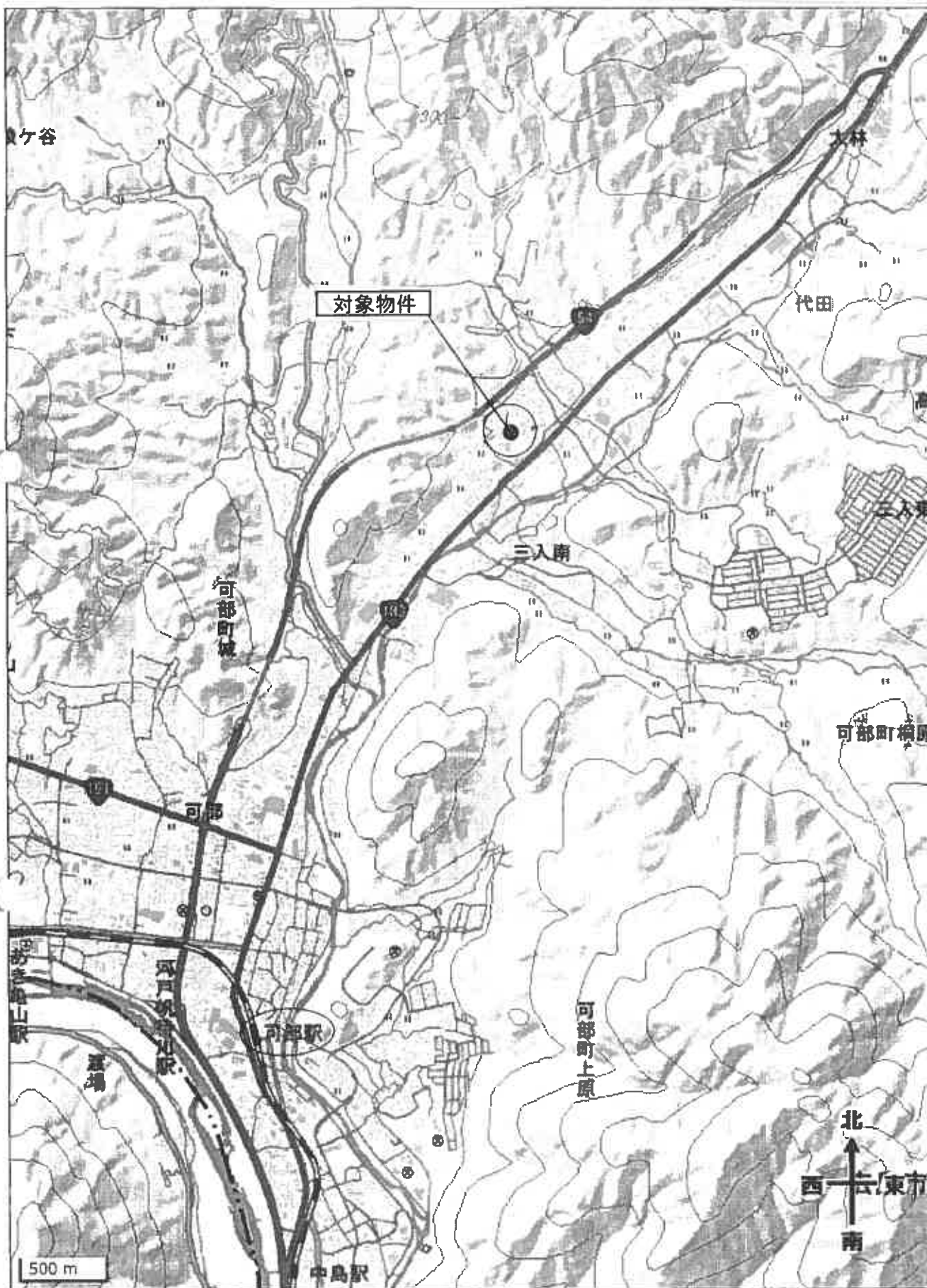
ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するにあたって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料

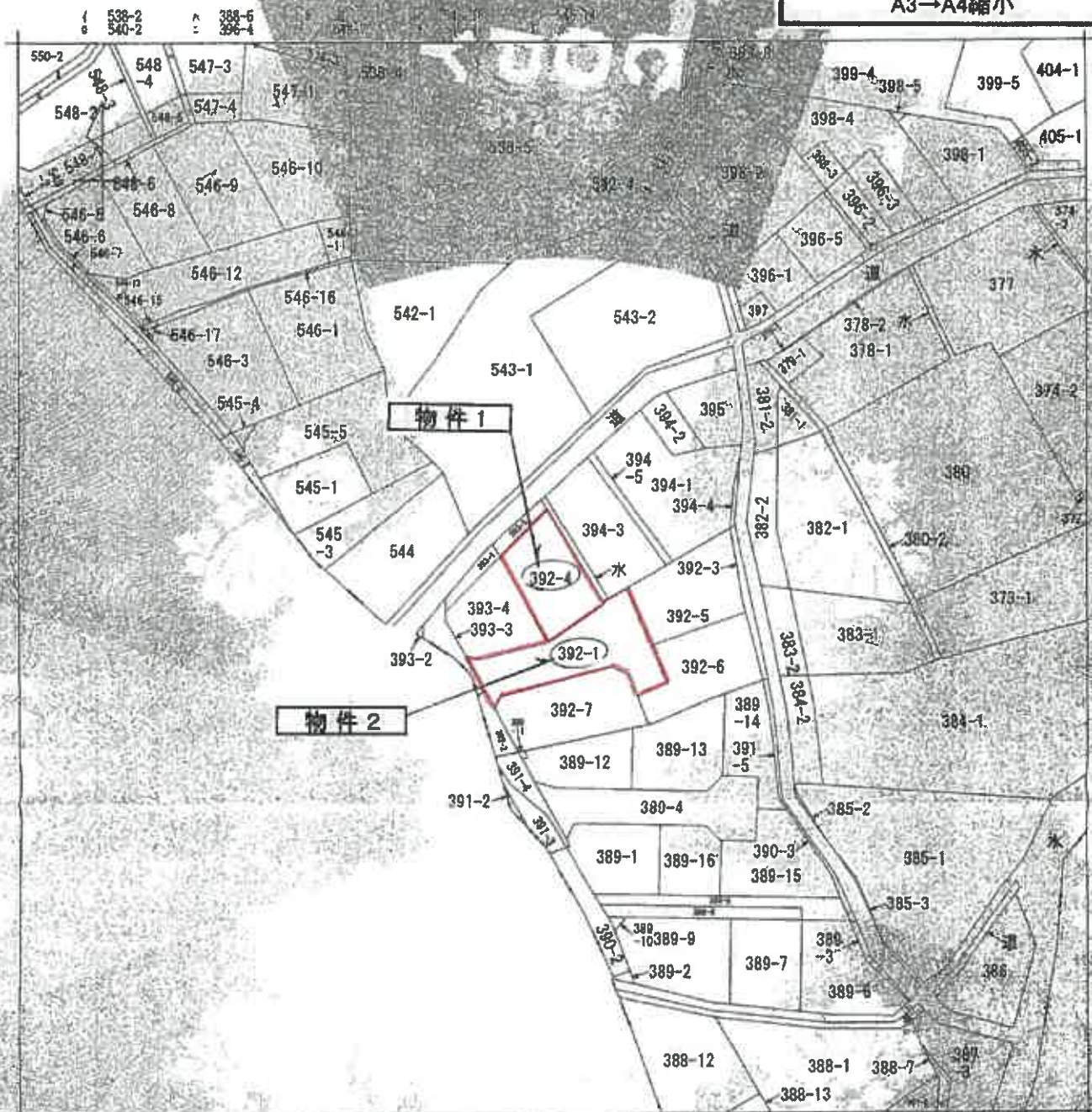
- 1 受命物件の位置図（地理院地図GSI Maps 縮尺約 1/2,000）
- 2 受命物件の位置図（地理院地図GSI Maps 縮尺約 1/33,000）
- 3 公図写し（法務局備付）
- 4 建物図面・各階平面図写し（法務局備付）
- 5 建物間取図（見取図）

以 上





公 函 写



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記簿に一定の地図が書き付けられるまでの間、これに代わるものとして書き付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

三入2丁目

請求分	所在	広島市安佐北区三入三丁目			地番	392番4
出力 縮尺	1/600	精度 区分	生野系 番号又は 記号	地質 図	種類	旧土地区域別図
作成 年月日			地籍 図 1973	地籍 図		

これは地図に準ずる図面に記載されている図素を証明した書面である。

令和6年10月28日
広島法務局 可部出張所
登記係

請求番号：14-2
(1/1)

建物図面

39284

所在地 広島市安芸区北原三入二丁目392番地4

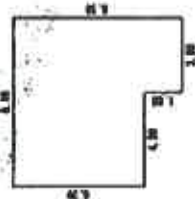
建物図面・各階平面図写

縮小(A3→A4)

1階平面図

1.00 × 1.00	=	1.0000
1.00 × 1.00	=	1.0000
合計		2.0000
延床面積		2.00 m ²

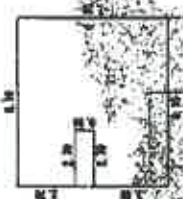
1階



2階平面図

1.00 × 1.00	=	1.0000
1.00 × 1.00	=	1.0000
合計		2.0000
延床面積		2.00 m ²

2階



物件3



縮尺 1/500

作成者

調査員

作成者

建物間取図（見取図）

（家屋番号392番4）

【1 階】



【2 階】

